

1. 丸亀市自治推進委員会について

(1) 自治推進委員会

丸亀市自治推進委員会は、市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的に、「丸亀市自治基本条例」に基づき、市の附属機関として設置するものです。

※ 附属機関：審議、審査、調査、調停などを行うために、組織に附属して設置する機関で、地方公共団体の附属機関は地方自治法において規定されており、法律や各自治体の条例に基づいて設置します。

○丸亀市自治基本条例（抜粋）

第 7 章 市民参画及び協働

（自治推進委員会の設置）

第21条 市民参画及び協働の適正かつ円滑な推進及び市民による自治の進展を図ることを目的として、丸亀市自治推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、市長の諮問に応じ、自治の推進に関する事項について審議し、市長に答申するものとする。
- 3 委員会は、前項に規定するもののほか、自治の推進に関する重要事項について、市長に提言することができる。
- 4 市長は、委員会の答申及び提言を尊重しなければならない。
- 5 委員会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(2) 委員会の構成、運営等

① 委員会の構成、会議の開催等

「参考資料 1」P11 「丸亀市附属機関設置条例」別表のとおり

② 会議の公開

丸亀市附属機関会議公開条例第 3 条にもとづいて公開する。

(3) これまでの経緯

平成 18 年 10 月 丸亀市自治基本条例施行

11 月 丸亀市自治推進委員会（設置）〈第 1 期〉

（平成 18 年 11 月～平成 20 年 11 月）

「丸亀市協働推進条例」（H19.4 施行）、「丸亀市協働推進計画」について審議

平成 21 年 2 月 丸亀市自治推進委員会 〈第 2 期〉

（平成 21 年 2 月～平成 23 年 2 月）

自治基本条例に関する市民アンケートの実施

（平成 22 年 7 月～8 月）

自治基本条例について検証

- ・市民アンケート結果に基づく検証
- ・各条項の内容と運用について検証

※「丸亀市自治基本条例の見直しに関する検証結果報告書」を市長へ提出（平成 23 年 2 月）

平成 23 年 5 月 丸亀市自治推進委員会 〈第 3 期〉

（平成 23 年 5 月～平成 25 年 5 月）

「丸亀市自治基本条例の見直しに関する検証結果報告書」にもとづき、具体的な取組の実施に関する意見を聞き取り、それに対する取組の改善状況等を報告

協働推進計画に関するアンケートの実施

※市民と市が協力してつくるまちづくりに関するアンケート)

（平成 25 年 1 月）

協働推進計画について検証

- ・市民アンケート結果に基づく検証
- ・市民活動団体等へのヒアリングに基づく検証
- ・丸亀市の自己評価に基づく検証

※「丸亀市協働推進計画の見直しに関する検証」を第 3 期委員会としてとりまとめ（平成 25 年 5 月）

平成 25 年 5 月 丸亀市自治推進委員会 〈第 4 期〉

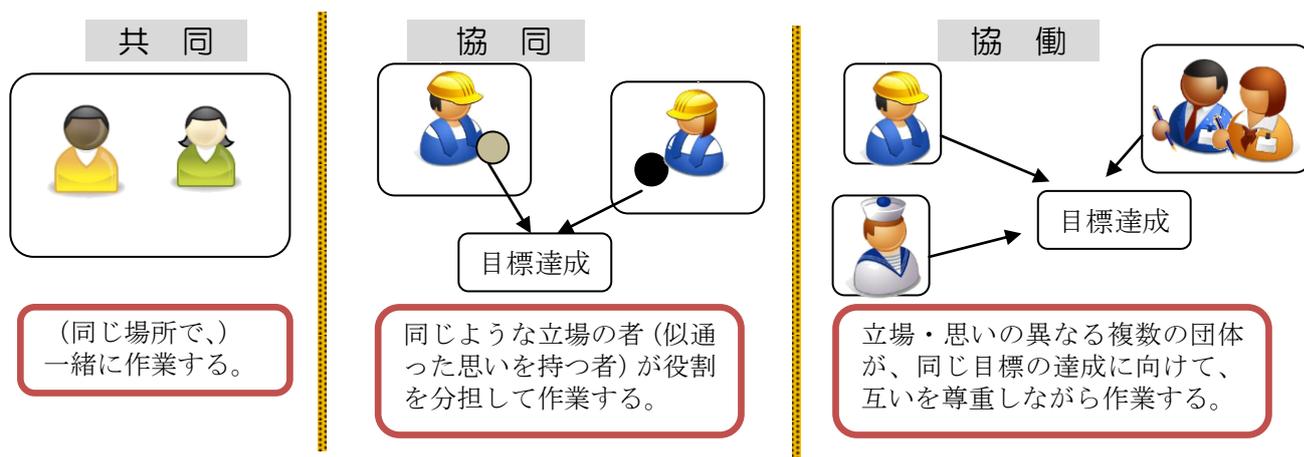
（平成 25 年 5 月～平成 27 年 5 月）

2. 協働推進計画について

(1) 協働（きょうどう）とは

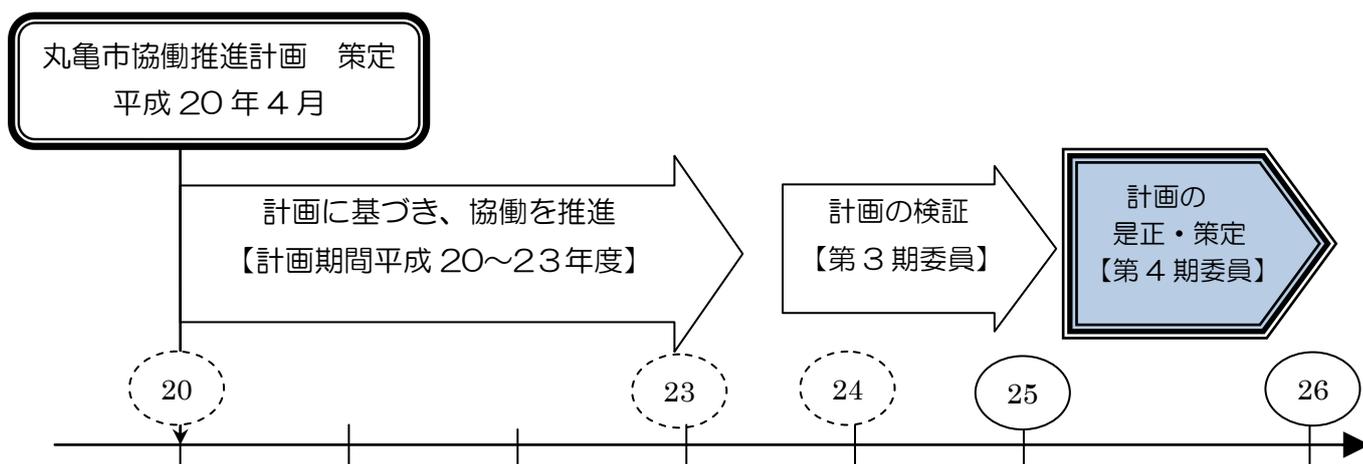
行政・市民活動団体・自治会・ボランティア団体などの異なる複数の団体が、その垣根を越えて互いの違いを尊重しながら、同じ目標の達成に向けて力を合わせて活動することを言います。

◎3つの「きょうどう」



(2) 丸亀市協働推進計画とは

協働（きょうどう）により多様な主体がつながり、地域を活性化することで、住みよい地域社会を創造していくための基本となる計画で、第4期自治推進委員会では、前期委員による検証を踏まえ、新たな計画の策定に向けた審議を行います。



3. 協働推進計画の策定スケジュール 及び 自治推進委員会の今後の進め方（案）

協働推進計画の策定は、平成 26 年 3 月を目標とします。

年 月	全 体	推進委員会と作業
H25. 5. 31	第 4 期自治推進委員委嘱	○第 2 回 自治推進委員会
. 6 ~ 12	<p>計画の 素案作成</p> <p>素案に係る 意見聴取</p>	<p>市長より委員会に諮問</p> <p>・協働推進計画策定に関する説明 ・丸亀市の協働に関する意見聴取</p> <p>※この期間内に、随時自治推進委員会を開催 (2~3回程度)</p>
H26. 1		<p>・パブリックコメント</p>
. 2	<p>計画の 原案作成</p>	○自治推進委員会
. 3	<p>協働推進計画 の決定、公表</p>	<p>委員会より市長に答申</p>
. 4~	<p>計画スタート</p>	